

門真市上下水道事業告示第48号

令和8年度境界標測量委託の一般競争入札の実施について

令和8年度境界標測量委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和8年5月27日

門真市長 宮本 一孝

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度境界標測量委託
- (2) 委託場所 門真市松生町5番地先
- (3) 概要 用地測量 一式
- (4) 委託期間 契約締結日から令和8年9月30日まで
- (5) その他 本業務委託の入札は、予定価格を公表し、最低制限価格は開札後に公表して行います。

予定価格 1,140,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

最低制限価格 事後公表（開札後に公表）とします。

- (6) 入札方式 門真市電子入札システムによる一般競争入札（申請入札同時方式）
- (7) 設計図書の取得及び質問

ア 設計図書（図面・仕様書等）については、門真市電子入札・契約情報からダウンロードしてください。

イ 設計図書に対する質問がある場合には、告示の日から令和8年6月3日（水）正午までに、質問回答様式（門真市電子入札・契約情報の様式ダウンロードから取得してください。）を電子メールに添付し、sui01@city.kadoma.osaka.jpまで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答については、入札書受付期間の前日までに門真市電子入札・契約情

報の質問回答に質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

(8) 入札書受付期間

ア 令和8年6月10日（水）から同月11日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 入札時に参加申請書及び入札金額と一致する内訳書の提出を必要とします。

なお、提出しない場合には、入札は無効となります。

(9) 開札予定日時 令和8年6月15日（月） 午後1時

(10) 開札後、落札候補者となった者に提出を求める書類

開札後に、入札参加資格の確認を行うため、最上位の落札候補者に電話連絡を行いますので、書類の提出を求められた場合は、速やかに次のアからオまでの書類を提出すること。

なお、最上位の落札候補者が、入札参加資格を有していないと確認された場合には、次順位以降の落札候補者について順次同様の確認を行って落札者を決定します。

ア 配置予定技術者調書

イ 配置予定技術者の資格を証明する書面の写し

ウ 落札候補者と配置予定技術者との本入札の申出日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的雇用関係にある事実を証明する書面（被保険者番号を黒塗り（マスキング）した雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写し

エ 本入札に参加する者に必要とする条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

オ 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（電子契約希望者のみ届出書記載の電子メールアドレス宛にメールにて提出）

(11) 契約保証金

契約金額の100分の5以上。ただし、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

(12) 支払条件 前金払及び完了払の合計2回とします。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (6) 令和8年度の本市の測量・建設コンサルタント等委託業務の入札参加資格者として建設コンサルタント登録部門の「測量一般」に登録している者であること。
- (7) 配置予定技術者として、測量士の資格を有する者を本業務に従事させることが可能であること。
- (8) 平成28年4月1日から入札書受付期限までの間に、次に掲げるいずれかの契約金額の測量業務委託契約を締結し、誠実に履行したこと。
 - ア 国又は他の地方公共団体と本業務の予定価格（税込 1,254,000円）と同額以上の額

イ 本市と本業務の予定価格の半額（税込 627,000円）以上の額

(9) 本市又は本市上下水道事業発注の同種業務を履行中でないこと。

3 入札及び入札参加資格の審査

(1) 本入札に参加を希望する者は、門真市電子入札システムで参加申請及び入札を行わなければなりません。ただし、同システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 入札参加者は、入札書受付期間中に門真市電子入札システムの発注案件一覧の「発注図書取得」から参加申請書及び内訳書をダウンロードした上で、同システムにおいて、参加申請書及び内訳書を添付して入札手続をし、発注者の入札参加資格の審査を受けなければなりません。

なお、入札締切期限までに入札手続を終了しない者又は添付書類がない者は、本入札に参加することができません。

(3) 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとします。

なお、結果については、門真市電子入札システムによる「競争参加資格確認通知書」にて通知します。

(4) 入札参加及び資料の提出は、電子入札システムによるもの以外は受け付けません。ただし、別途提出方法を指定した書類等については、その提出方法によるものとします。

(5) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された資料は、返却しません。

4 入札保証金

門真市契約に関する規則第7条第3号の規定により免除します。

5 入札の辞退

入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出した後は、入札書等の訂正若しくは撤回又は入札の辞退をすることができません。

6 入札方法等

(1) 入札参加者は電子入札システムにより入札を行い、同システム以外を用いた入札は受け付けません。

(2) 入札執行回数は、1回とします。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札する金額としてください。
- (4) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札候補者とします。
- (5) 開札は、総務部総務課の担当職員が、門真市電子入札システムにより行うものとします。
- (6) 入札参加資格の審査により「競争参加資格確認通知書」を受け、入札を認められた者であっても、落札候補者が開札後の事後審査において、入札参加資格を有していないと確認された場合には、入札を無効とします。
- (7) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、同令第167条の9の規定により、門真市電子入札システムでくじ引きを行います。）を最上位の落札候補者とし、開札後の提出書類により落札者の決定に必要な審査を行い、落札者としての要件を満たしている場合に落札者とします。

なお、最上位の落札候補者が、入札参加資格を有していないと確認された場合には、次順位以降の落札候補者について順次同様の確認を行って落札者を決定します。

7 入札結果等の公表について

本入札は、入札（開札）後に最上位の落札候補者に対し、入札参加資格の確認を行うため、入札参加者の事前公表は行いません。

結果通知は、最上位の落札候補者に対してのみ行うものとし、その他の入札参加者

に対しては、門真市電子入札・契約情報に公表します。

なお、落札者決定後も速やかに公表を行います。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで提出又は到着していない入札
- (3) 入札者の電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第8条に規定する認定認証事業者による同法第2条第1項に規定する電子署名をいう。)のない入札
- (4) 入札に際して談合、不正行為等を行ったと認められる入札
- (5) 門真市電子入札システムを用いた入札において、同システム以外の方法による入札
- (6) 誤字、脱字等により、添付書類等の意思表示が不明瞭な入札
- (7) 積算内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (8) 入札書に記載された金額と内訳書が一致しない入札
- (9) 入札参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした入札
- (10) 本入札会までに、今年度本市上下水道事業発注の競争入札に係る同種の業務委託を落札した者又は落札候補者のした入札
- (11) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。

なお、契約の締結は、落札者の意向確認を得た上で、情報通信の技術を利用する方法(電子契約)により行います。

10 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp>)で閲覧することができます。

11 入札の中止又は延期

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本入札を中止します。

ア 入札書受付締切りの結果、入札参加申請者が1に満たない場合

イ 入札の参加資格の事前審査の結果、入札の参加を認めた者の数が1に満たない場合

ウ 開札の結果、全者の入札が無効となった場合

エ 電子入札システムを用いた入札において障害が生じた場合、その他特別の事情がある場合

(2) 電子入札システムを用いた入札において障害が生じた場合、その他特別の事情がある場合は入札期日を延期することがあります。

12 その他

(1) 入札参加者は、この「告示」及び「門真市電子入札心得」のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

(2) 本入札に関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。

(3) 入札参加者は、使用機器やインターネットの障害発生に備え、入札書等の提出は指定した期間内で余裕をもって行ってください。

(4) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。(契約金額5,000,000円未満のものは除く。)

(5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

(6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処すること。

(7) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

(8) 本案件を契約締結した者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約による事務を処理するための個人情報その他の重要な情報

資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市環境水道部経営総務課

電話 直通 06 (6902) 5873

大代表 06 (6902) 1231 (内線3223)

代表 072 (885) 1231 (内線3223)